

議案第30号

斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：総務課】

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として、育児休業の取得回数制限の緩和等を図るため、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）が改正され、令和4年10月1日から施行されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

- (1) 育児休業の取得回数制限の緩和に伴う育児休業等計画書による再度取得に係る規定の削除（第3条第4号の改正規定）

育児休業について原則2回まで取得可能となることに伴い、育児休業の再度取得に係る特別な事情として規定している育児休業等計画書による再度取得に係る規定を削除する。

- (2) 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和（第2条第3号アの改正規定）

非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」に引き続き採用されないことが明らかでないことという要件について、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」に引き続き採用されないことが明らかでないことという要件を追加する。

- (3) 非常勤職員の子の1歳以降の育児休業の取得の柔軟化（第2条の4第3号及び第2条の5の改正規定）

非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月又は2歳到達日とする要件について、夫婦交替で取得する場合等の柔軟な取得を可能とするための規定を整備する。

2. 施行期日等

- (1) 施行期日

令和4年10月1日から施行します。

(2) 経過措置

この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第4号に係る部分に限る。）及び第10条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例によります。